特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ (第3回) 議事録

1 日時

令和4年7月15日(金)15時00分~16時38分

2 場所

Web 開催

- 3 出席者
- (1) 構成員

大橋主査、相田構成員、上沼構成員、落合構成員、沢田構成員、森構成員

(2) 関係団体

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事 石田 幸枝

- 一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田 祐一
- 一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長 佐子山 浩二
- 一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤 創一
- 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石 聡明
- 一般社団法人セーファーインターネット協会事務局長 中嶋 辰弥

主婦連合会副会長 平野 祐子

一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井 裕之

欧州ビジネス協会電気通信機器委員会 山崎 潤

- 一般社団法人電気通信事業者協会専務理事 山本 一晴
- 一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会 データ戦略 WG 主査 若目田 光生
- (3) オブザーバ

内閣官房国家安全保障局参事官 岡井 隼人

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター参事官 中溝 和孝

個人情報保護委員会事務局参事官 香月 健太郎

(4) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、西浦事業政策課室長、関口事業政策課課長補佐、西潟データ通信課長、山口電気通信技術システム課長、井上消費者行政第二課長、中村消費者行政第二課企画官

4 議事

- (1) 取りまとめ素案について
- (2) その他

【関口事業政策課課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、特定 利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ、第3回会合を開催いたします。

本日は、皆様方におかれましては、お忙しいところを御参加いただき、ありがとうございます。本ワーキンググループの事務局でございます、総務省事業政策課課長補佐の関口と申します。よろしくお願いいたします。

まず、事務局から、開催に当たっての連絡事項等について、申し上げます。本日の会議は、昨今の新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、Webexによるウェブ会議での開催としております。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただくよう、お願いいたします。それを確認次第、主査から発言者を指名いただきます。発言をする際には、マイクをオンにして、映像もオンにして、御発言ください。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにしていただきますよう、お願いいたします。また、接続に不具合があるような場合には、速やかに再接続を試していただくよう、お願いいたします。

また、資料につきましては、ウェブ会議上にも投影いたしますが、表示が遅れることも ございますので、事前にお送りした資料をお手元に御用意いただけますと幸いです。

本日、構成員につきましては、手塚構成員は欠席、落合構成員は一部時間帯のみ出席というふうに伺ってございます。

連絡事項等は、以上でございます。これ以降の議事進行は、大橋主査にお願いしたいと 思います。大橋主査、よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

皆さん、こんにちは。大変お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。本日の会合は、第3回となります。早速、議事のほうに入りたいと思います。本日は、実質的に議事は一つでございまして、これまでの議論の取りまとめをした素案について、議論させていただきます。議論する内容が大変多岐にわたりますので、議論の内容を前半と後半に分けて議論させていただければと思います。まずは、前半、取りまとめ素案の2.5の特定利用者情報までについて事務局から御説明いただいて、その後、意見交換をいたします。後半、取りまとめ素案の2.6の情報取扱規程以降は、前半の議論の意見交換後に事務局から御説明いただいて、討議を行いたいと思います。

それでは、早速ですけれども、前半の御説明について、資料3-1に基づいて、事務局から御説明をお願いできればと思います。

【西浦事業政策課室長】 取りまとめ素案について、御説明させていただきます。資料 3-1を御覧ください。表紙、目次に続きまして、5ページ目から、1.検討の背景としまして、1.1にございますように、電気通信事業を取り巻く様々なリスクの高まりを踏まえまして、ガバナンス検討会が開催されたこと。また、同検討会での議論を踏まえまして法改正がなされたなどの経緯を、1の検討の背景として記載しております。

大変恐縮ではございますが、1の検討の範囲につきましては、時間の関係で本日は説明を割愛させていただきます。具体的な規律の内容につきましては、11ページ目からになります。内容の多くは第1回の資料と重複いたしますので、第1回の資料からの変更点を中心に説明させていただこうと思います。

まず、11ページ、中段でございます。2.1、規律の対象者の詳細についてでございます。 基本的な考え方としまして、(2)検討の部分ですが、電気通信事業法の目的である利用 者の利益の保護などの観点に鑑みれば、より多くの電気通信事業者を規律の対象とするこ とが望ましいというのは、言うまでもないことです。他方、利用者の利益に及ぼす影響が 限定的である電気通信事業者に対しては、規律の負担の増加などにも一定の配慮をする必 要があるという状況で、これらを考慮した結果、検討会報告書では、多数の国民が利用し ているサービスでは、その取り扱う情報も多くなるということを念頭に、利用者情報に応 じた基準を定めて、また、例示としまして、国内総人口の約1割に相当します1,000万人 以上との基準が示されたというところでございます。改正法におきましても、この考え方 を踏まえまして、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に限って規律を課す というふうにされたという経緯を記載しております。

また、12ページの最後の行、(3)対応の方向性としまして、この考え方を踏襲して、 規律の対象者は、より多くの電気通信事業者を対象とするということが望ましいものの、 利用者の利益に及ぼす影響が限定的である事業者については規制による負担などの増加に も一定の配慮をする必要があるとしまして、多数の国民が利用するサービスでは取り扱う 利用者の情報も多くなること、また、有料の役務に関しては情報の取扱いに対して利用者 からの期待が一層高いと考えられること、さらに、以前、手塚先生からも御指摘いただき ましたとおり、無料の電気通信役務というのは1人が同一サービスにおいて複数のアカウ ントを利用するという場合も少なくないことなども考慮しまして、対象となる電気通信役 務の基準としましては、無料と有料で基準を設けて、無料の電気通信役務に関しては利用 者数が1,000万以上、有料の電気通信役務に関しては利用者数が500万以上として、前回 のヒアリングを踏まえた内容としております。

なお、報告書では記載しておりませんが、有料・無料の取扱いを変える制度というのは、 電気通信事業法の中で設備規律においても既になされているものでして、具体的には、電 気通信回線設備を設置する者には技術基準の適合維持義務がかかるものですけど、回線設 備を設置していない者においても、有料で100万以上の利用者がいるサービスであれば、 技術基準の適合維持義務がかかるという状況です。そうした電気通信事業法の世界観も考 慮したものとして、今回記載しているものでございます。

また、利用者の定義に関しましても様々な御意見を頂戴したところですけど、電気通信事業というのはグローバルな事業であるということ。また、今回の規律の対象となる者というのはグローバルな事業者も非常に多いということから、EUやアメリカなど、国際的な制度も十分考慮する必要があるということとともに、ビジネスを行う上で一般的には利用状況などを考慮してビジネス戦略を変えていく必要があるものと思われますので、アクティブ利用者であれば、通常、どの事業者も毎月算定しているだろうと想定されることから、こうした電気通信事業者による利用者数の算定負担なども考慮しまして、月間アクティブ利用者数の年平均値とすることが適当とさせていただいております。

なお、1,000万の基準については、様々な御意見あるところではございますが、注4で、利用者数1,000万以上の基準というのは、国会でも基準の例示として説明した上で改正法が審議・可決されたことを踏まえた旨、少し記載させていただいております。

また、注7で、仮に月間アクティブ利用者数を基準として規律の対象を判断するとした 場合であったとしても、適正な取扱いが求められる特定利用者情報には、アクティブ利用 者であるか否かに関わらず、休眠アカウントに関する者の情報も含めて、利用者を識別で きる情報と通信の秘密に該当するという旨、記載しているところでございます。

次に、検索情報電気通信役務の詳細についてでございます。この論点は、多くの皆様からおおむね賛同の御意見を頂戴していたというふうに承知しておりますので、第1回と同様に、(3)の検討の方向性としまして、16ページ上段でございますが、月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万以上かつ分野横断的な検索サービスを提供する電気通信役務というふうにしております。

次に、媒介相当電気通信役務の詳細についてでございます。前回、例示を記載するべき だという御意見を頂戴したところですので、17ページの下、注12におきまして、「これら に該当する具体的な電気通信役務としては、テキスト、動画、画像又は音声によるSNS、 登録制掲示板、登録制オープンチャット等が挙げられる。」とするとともに、「契約又はアカウント等の登録が不要なものは、規律の対象とならない。媒介相当電気通信役務には、主としてコミュニケーションに係る情報を実質的に媒介するものが該当するため、他のサービスに付随して提供されるオープンチャット等の機能や、商取引に関する情報を主とするオンラインショッピングモール、オンラインフリーマーケット等は、媒介相当電気通信役務に該当しない。」というふうに例示をしているところでございます。

次に、2.4、指定に際して報告を求める内容についてでございます。18ページの下段、

(3) 対応の方向性としまして、まず、先ほど規律の対象者の基準の部分で有料・無料の 基準を記載するとしておりますので、その関係で、報告を求める内容につきましても、月 間アクティブ利用者数の年平均値が、無料の場合は900万以上、有料の場合は450万以上 である場合は、その利用の状況を報告いただく旨を記載するとともに、前回、経団連様か ら、利用者が引き続き基準を超過している場合にはその報告負担についても考慮すること が適当という御意見を頂戴したところですので、これを踏まえまして、利用者数の報告に 関しては、「利用者数が閾値(又は閾値に近い数)に達したかどうかを把握すれば足りる ため、これらの閾値等に達した場合(及び下回った場合)にのみ報告を求めることとす る。」としまして、具体的には、まず、無料の場合は900万以上1,000万未満または1,000 万以上のいずれかに該当する者は、その旨だけを報告することとして、具体的な数値の報 告は不要と。また、その後、報告いただいた範囲(レンジ)が変更になった場合のみ報告 をいただいて、それ以外の場合は報告不要という整理でいかがかと、記載しているところ でございます。また、報告する役務の区分につきましては、報告対象となる電気通信事業 者がどのような役務区分で報告すればいいのか、判断が難しいこと、また、現行法では電 気通信事業者になる場合に総務省に役務表の届出も頂いているところですけど、この役務 表では4Gと5Gを異なる役務として整理するなど、やや細分化され過ぎているというと ころも踏まえまして、役務の代替性も考慮しまして、報告いただく役務の区分は以下で記 載しているような表で明確化しているところでございます。

次に、20ページ、2.5、情報の範囲につきましてですが、こちらは、報告書の記載ぶりは第1回の資料と大きく変えておりません。

21ページ、(3)対応の方向性としまして、個人情報保護法と同様に、「情報の集合物であって、利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等とする。」というふうにしているところでございます。

なお、前回、ソフトバンク様から、英語表記などを含めて分かりやすい情報発信をしてほ しいという御要望をいただいたところですので、報告書には記載しておりませんが、その ように対応していきたいというふうに考えているところです。

前半の説明は、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございました。

ここまで、特定利用者情報についての内容について、前半の部分を御説明いただいたところです。ただいまの御説明について、まず、構成員の皆様方から御質問あるいは御意見などありましたら、前回どおりチャット欄を通じて御発言の意思を教えていただければ、指名をさせていただきたいと思います。後ほど、オブザーバーの方々、あるいは関連事業者の方を含めて、御発言の機会を開きたいと思います。

まず、構成員の方々からございましたら、お知らせいただければと思います。 ありがとうございます。それでは、まず、沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。森先生、お先に失礼します。

御説明、ありがとうございました。2.1から2.3辺りまで、まとめて意見を述べさせて いただきます。

今回の規律内容、何度も同じようなことを申し上げて恐縮ですが、電気通信事業者に限らず、利用者情報を取り扱う全ての事業者に望まれる内容と思います。とはいえ、規程の届出などもあり、基本的には今までのような業法的なアプローチを採っていると考えると、対象を無制限に広くすることにはなじまないと思います。消費者保護法でよくありますが、規制は広くかかっているが執行はめったにされないというやり方は、真面目に守る者が損をするという意味で事業者が常に不公平感を感じるところです。なので、確実に総務省の目が届いて、問題があれば行政指導や行政処分ができるという範囲にとどめるべきで、それ以外はガイドラインで推奨するという形がいいと思います。今回は検索と媒介相当という新しいカテゴリーができ、規制当局として総務省がそのような業態に対しても積極的に執行を行っていくという意思表示と理解しました。その意味では、利用者数という基準にそんなに理屈はないというか、理屈がなくてもいいというか、数え方も厳密でなくてもよく、著しい不公平感がなければ良いと思います。一方で、サービス内容で線を引くというところは、電気通信事業法の法目的との関係でしっかりした理屈づけが必要ではないかと思います。通信が止まったら困るというのが電気通信事業に特有の利用者保護の要請だと思いますが、情報がちゃんと扱われないと困るというのは電気通信事業に限った話ではあ

りませんから、どこで電気通信事業としての規制の線を引くかはロジカルでないといけないと思います。14ページ辺りの、社会的要請が高まってきたとか、他人の通信を実質的に媒介という概念とか、付随的にという判断基準とか、コミュニケーションに係る情報かどうかとか、この辺はいくらでも柔軟に変更できてしまう印象を受けます。法的安定性という観点からは、どうしてここで切るのかというロジックはしっかり固めていただきたい。さらに、実際のサービスへの当てはめ、今回、具体例を挙げていただきましたが、これが総務省の裁量で伸びたり縮んだりすることがないように、何か歯止めのようなものが必要ではないかと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、森構成員、お願いします。

ありがとうございます。前回から、意見を酌んでいただいた部分もある 【森構成員】 のですけれども、1,000万人の数字のところは、ちょっと多いかなという感じが依然とし てしています。むしろ、前回の検討でさらにその感を強めたといいますか。どうしてかと いいますと、一つは、KDDIさんの御指摘にありました、MNOの中でも外れるところ が出てくるとか、あるいはNTT西日本が外れるとか、今回、工夫して多分入るようにな っているのだと思うのですけれども、でも、その水準というのはいくら何でも大きなとこ ろに限り過ぎなのではないでしょうかという感じが個人的にもいたしましたし、また、前 回の検討会で、KDDI、ソフトバンク、経団連、消費者団体という順番でお話が進んだ と思いますが、KDDIさんも、ソフトバンクさんも、いずれもそれぞれの考え方で義務 の範囲を拡大したらどうだろうかという話をされていたわけですけれども、経団連さんも 別に、それを受けて、そんなことは大変困るというような感じでも全くなかったように思 いますので、そういう意味で、これまでは一例として1,000万人が挙がっていたのかもし れませんが、取りまとめ素案の冒頭にお書きのとおり、消費者保護の観点からは多いほう がよいというのは分かっているけれども事業者負担も考慮してということだとしますと、 今回の負担というのはそんな大変なことでもなく、むしろ大きなところだったら大体やっ ているようなことなので、消費者を守るためにもう一押しということであれば、1,000万 人以上という趙巨大なところで考えるんじゃなくて、もう少し、特にソフトバンクさんの 提案ぐらいのところでもいいんじゃないのかなというふうに、前回の話を聞いて思ったと ころでございます。それが1点目。

もう1点は、数についての申告をどうするかということですけれども、前回、手挙げ方 式でということで御提案をさせていただいたのですが、若干補足をさせていただきますと、 アクティブユーザー数を数えているんじゃないかということで、その辺、私も詳しくは知 らないのですが、ただ、ゲームなんかだとフリーミアムがビジネスモデルとして非常に一 般的なので、使っている人は結構たくさんいて、課金をする人は一部であると。財務とし ては、課金ユーザーがどうかということが当面の問題なわけですね。一定の期間にどれぐ らい売上げがあって、どれぐらい粗利があってということは、アクティブユーザー数では なくて課金ユーザー数で来るので、そういう意味では数えてないということもあるんじゃ ないかなあというふうに思います。情報漏えい等の可能性は、アクティブか、そうでない かに関わらず、課金か、そうでないかに関わらず、あるということからすると、手挙げで、 じゃあやりますよと、アクティブユーザーは数えていませんというところがあれば、それ はそれでやっていただいて、1回手を挙げたら、自由に下ろせるとか、そういう話ではも ちろんなくて、下ろすときには、アクティブユーザーをきっちり数えたらこうでした、だ から下ろしますというふうな疎明をしていただかないと、もちろん下ろせない。「行きは よいよい、帰りは怖い」ということになっていますけれども、それでいいんじゃないかと 思いますので、改めて、もしかしたらアクティブユーザーを数えてないかもしれないとい う前提で手挙げ方式で、下ろすときはちゃんとカウントしなきゃいけませんというのはい かがでしょうかということを提案したいと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ほかに、構成員の方で、もし御発言あればいただければと思いますが、併せて、関係団体の方、オブザーバーの方も、もし御発言の御希望ありましたら、チャット欄でお知らせいただければと思います。

それでは、佐藤様、お願いいたします。

【一般社団法人新経済連盟事務局政策部長佐藤氏】 新経連の佐藤でございます。ありがとうございます。

まず、規律の対象のところでございますけれども、今回、総務省さんはアクティブユーザーベースで見るということで整理をいただきましたが、私どもとしては、基本的な方向性に対しては、賛同したいと考えてございます。理由としまして、事業者の負担なども書いていただいているところではあるのですけれども、そういったものもあるとは思うので

すが、行政のリソースからしましても、規制の網を広げていくことによってエンフォースすべきところに手が届かないということが逆にあると思いますし、重点的に課題にアプローチするという意味ではそのほうがいいのではとも思います。また、今回の電気通信事業法の改正の趣旨を考えますと、個人的法益もあるわけでございますけれども、社会的法益ですとか国家的法益といった観点も含めて考えられていると理解をしております。その意味からしますと、社会的法益ですとか国家的法益の文脈で考えますと、実際の利用がどの程度されているのかに着目することにもそれなりの合理性があると思っております。この素案の中でも引用されておりますけれども、ヨーロッパのDSA法案もそういった考え方があってアクティブユーザーの数でvery large online platformsを見るということを考えられていると理解しております。その意味でもこういった考え方が妥当かと思っております。

その上で、1点、確認ですが、閾値について、今回、二つの基準を、有料か無料かということで分けられました。ここで確認をさせていただきたかったのは、有料・無料も一つの考え方ではあると思うのですが、電気通信事業法の中では、登録電気通信事業者、届出電気通信事業者といった区分もあると理解しておりますし、これで区分することもあり得ると考えております。無料か有料かというのはサービスのビジネスモデルの在り方ともかなり密接に関わってくるところで、無料が有料になったり、あるいは有料が無料になったり、時間がたつにつれて変わることもあると思います。また、多くの登録ユーザーは基本無課金でやっているけれども、一部のユーザーは有料でさらなるサービスを得られるといったこともあるかと思います。そういった一つの大くくりのサービスの中では有料も無料もある場合に閾値との関係でどうなるのかということが、事業者のほうからしますと若干不明確な部分もあるのかなとも思いましたので、そこら辺を考えていただければと思いました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど、事務局から御回答をいただきたいと思います。

続きまして、若目田様、お願いします。

【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG主査若 目田氏】 経団連の若目田でございます。まずは、前回、述べさせていただいた事業者 の実情や主体性の部分などの意見について、取りまとめ案に反映いただいたことに感謝を 申し上げたいと思います。

それを踏まえ、まず規制の範囲について、先ほどの新経連様と同じく、私どもも月間平均でクティブユーザーの年間平均値の部分は、事務局案に賛同するところでございます。

有料の電気通信役務の場合は500万人という新たな数字の設定に関しましても、前回、KDDI様等々からの指摘に対する配慮として理解できます。1,000万人という数値に関しては、国会の審議過程において事業者も関心を持って見守っていたところ、今回、規制の対象が広がりましたので、どのような事業が対象になるのか等の説明やフォローアップが必要ではないかと思っています。要は、新たに対象となる事業者に対して、「この事業が対象になる」と明示し、対象事業者が十分な準備ができるよう、配慮が必要かと認識しております。

先ほど森先生から御指摘のありました、「さほど重い規制ではないので、そこまで対応の負担はないのではないか」という部分に関しては、対象となる利用者数を引き下げた場合、実態としてどうかという観点もございます。また、規律の対象基準を満たさない者に対しては、国会の附帯決議も踏まえ、事務局案でもガイドライン等を示すことで適正な取り扱いを推進していくとしていますので、経団連としましては、事務局案の通り1,000万人、有償サービスは500万人で進めて下さるのがよろしいのではないかと考えております。ガイドラインにより、「自社のサービスを伸ばし、近い将来、そのような利用者数を目指していく」という事業者などが、現時点は規制の対象でなくても様々な準備を進め、あるいは先行して対応するなど主体的な取り組みも行うことも期待されます。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、太田様、お願いします。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事太田氏】 ありがとうございます。MyDataJapan の太田です。無料と有料で、無料の場合は1,000万人以上で、有料の場合は500万人以上。質問なんですけれども、例えば、先ほどフリーミアムという話もあったと思うのですが、有料と無料の両方を提供している事業者があったときに、無料のユーザーについては800万人いて、有料のユーザーについては300万人いましたとなると、合計で1,000万人を超えるのだけれども、それは対象にはならないということでいいのだろうかというところは、一つ思いました。そうなるとすると、ちょっと趣旨的に何か微妙だなと思ったところがあります。

もう1点、月間アクティブのところで、アクティブの定義は何なのだろうなと思って読んでみたら、「一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた」ということがアクティブかどうかだと、この文章ではそう思っていて、ただ、事業者さんの負担とかを考えたときにというのは先ほど説明がありましたが、あまり電気通信役務の提供を受けた・受けてないでカウントをしてないんじゃないかなと思っておりまして、そうすると、アクティブと言ったときに、無料でアカウントはたくさんあるけれども、その中で、今月、電気通信役務として提供した人は何人なのかというのを特定していくというのは逆に大変なんじゃないかなと思った次第なので、僕は前にも御意見させていただきましたが、アクティブという考え方は事業者の負担とかも考えても分かりにくいんじゃないかなと思った次第です。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続きまして、平野様、お願いします。

【主婦連合会副会長平野氏】 主婦連合会の平野でございます。お取りまとめ、お疲れ さまでした。

私は、感想を述べさせていただきたいと思います。先ほど沢田構成員や森構成員の先生方からも御指摘があったように、まず、数字で切る制限のところは、私たち利用者にとっては安心・安全にはつながっていないという感想を持っております。分からない世界、目に見えない世界ですし、一たび私どもの情報がどこかに出るというのに事業者の大小というのはないということを、前回、私どもも発言させていただいたところなんですけれども、ちょっときつい言い方をしますと、事業者寄りのガバナンスなんだなあということを感じております。ですから、その辺は感想としてあえて申し上げたいと思います。今後、どのようにきちっと、事業者の大きさ、この中に漏れている事業者に対しての規制とかを、ガイドライン等をどのくらいの形で持っていくのかということもとても大事なことだと思っておりますので、ぜひ、少し厳しめというのを私たちは希望しておりますので、その辺も勘案していっていただきたいと思います。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、山本様、お願いします。

【一般社団法人電気通信事業者協会専務理事山本氏】 TCAの山本と申します。今回の取りまとめ素案につきまして当電気通信事業者協会の会員のほうに情報提供あるいは意見照会をさせていただきまして、その結果というか、出てきたような状況について、簡単

に御紹介をさせていただきたいと思います。もちろん、前回のときにKDDIとソフトバンクの2社からはヒアリングということできちっとした意見表明等があったわけですけれども、それ以外の点についてということになります。

具体的には、この前半部分に関しては、先ほどから議論になっております対象となる事業者あるいは役務の範囲についてですけれども、法改正の趣旨から、広く対象とすべきであると、全ての事業者にというような意見が、複数の事業者から出てきております。その意見は、どちらかというと強い意見であります。一方で、質問があったりした内容もちょっと御紹介しますと、新たに今回、有料で500万という基準などが入ったりしたわけですけれども、そのような基準について適用の仕方がどうなるのかというところに関心を持っている事業者もありまして、これはどちらかというと、役務ごとにというような形での利用者数をカウントした場合には対象とならない可能性もあるのかどうかという観点から問い合わせがあったりしたところもありまして、今申し上げたような状況から申しますと、全ての事業者、あるいは広くという意見がある一方で、別のところですが、当該事業者としては基準によっては対象にならないということを歓迎するような意見もないわけではないというような状況でございまして、電気通信事業者協会として、現状におきましては、素案で示されたこのような基準に対して、一言で賛同とか反対とかいうような意見を申し上げるわけにはいかないのですけれども、一応、今申しましたような事業者の意見があるということをこの場で御紹介をさせていただきたいと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございました。

続いて、石田様、お願いします。

【公益社団法人全国消費生活相談員協会理事石田氏】 全国消費生活相談員協会の石田です。幾つか、意見を述べさせていただきます。

今、TCAの山本様からお話がありましたけれども、役務ごとに細分化していくということになると対象とならない事業者さんが増えてきてしまうのではないかというようなところが、具体的にどういうところがというのはよく分からないのですけれども、少し気にしております。

あと、これは要望になるのですが、利用者に分かりやすいという観点からということになるのですけれども、16ページに脚注11があります。これは、「他人の通信の実質的媒介を行う電気通信役務について」ということで、非常に分かりやすくなっていると思うのと、

あと、17ページの脚注12、これは例示として入れていただいてよかったというところなんですけれども、この脚注はとても大切と思うので、これを本文に入れることはできないかと思いました。本文に入れていただいたほうがより分かりやすいかと思いましたので、お願いいたします。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

手を挙げていただいた方は全て、委員、関連団体の方を含めて御発言いただいたのかな あと思いますので、事務局からここまでのところで御回答いただこうと思ったのですが、 上沼構成員の手が挙がりましたので、その後に事務局から、御発言、コメントをいただけ ればと思います。

【上沼構成員】 人数の制限のところは、どこで切るかというのはなかなか簡単にできるところではないと思うのですが、多分、引いている無料1,000万と有料500万というのがどの辺りに位置しているかというイメージが分かるといいかなと思うんですね。個社名を入れるのは難しいと思うので、例えば、この区分でMNOのサービスは大体カバーできるとか、そんなようなことを脚注にでも入れていただけると、この辺の基準がどの辺りのところをカバーしているのかというのが分かっていいのかなと、聞いていて思ったので、その点だけです。

【大橋主査】 ありがとうございます。これはヒアリングでの指摘の者を入れるという ことだったのだと思いますが、ありがとうございます。

それでは、落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。今回の取りまとめの内容ですけど、国会のほうで、もしくは前回の検討会で議論されていた1,000万というのをベースにしつつも、実質的に前回の御発表の中で、NTT西さんですとか、楽天さんですとかも含められるよう工夫をしていただいたという意味では、従前の説明にとらわれないで、ある程度、実質的に整理していただいて、適切な形で整理をしていただいたように思っております。事業者の皆さんの中でも意見が分かれる部分もあると聞いてはいますが、とはいえ、そこは全員の完全なコンセンサスを取るというのも難しいとは思いますので、今の内容をベースにして具体化ができていくといいのではないかと思いました。

実際に具体化を進めていくに当たっては、太田さんであったり、電気通信事業者協会の 方であったりから御指摘があったと思いますが、アクティブユーザーというものの捉え方 が重要です。これは、別のサービスをしている場合の切り分けだったり、クロスボーダーの場合だったり、必ずしも、もともとどのぐらいのユーザーが使っているのかというのを業法ごとにカウントしているとは限らないため難しい部分があると思います。もしくは単一のサービスでなければ算定してないほうが多いのではないかとも思われますので、そういった点は考慮しつつ、具体化をするときに基準が明確になるような形でぜひ行っていただければと思います。また、直接適用がない事業者との関係でガイドラインも整備されるということになりますので、その部分についても、実際はより適用範囲が大きくなる部分もあると思います。直接、本筋の規制の中に入るものよりは若干軽減される部分もあるのでしょうが、この部分についてもバランスを取って全体としていい形で、法益の保護がされるような形で整理がされるといいのではないかと考えております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

大変たくさんのコメントあるいは御意見をいただきまして、ありがとうございます。 以上のところで、事務局からリプライのほうをいただくことはできますでしょうか。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。まず、沢田先生の、総務省の裁量で何でも広がらないように少し歯止めをかける必要があるだろうという御指摘ですけど、基本的に規律の対象となる者は法律及び省令で規定するという形になっております。最後のところにも記載しているように、電気通信サービスは非常に変化の激しいところがありますので、何か環境変化などが大きくあった場合には今後もあるべき姿を不断に見直していくというところかと思いますが、仮にそういった見直しをする場合においても、こういった審議会・研究会を開いて透明性の高い形で御議論いただきながら、あるべき姿を検討していくということかと思っております。そういうような形で今後もしっかり対応をしていきたいと考えているところです。

次に、森先生の、手挙げ方式につきまして、この件に関しては、まず制度の前提として、 規律対象になれば業務改善命令などの担保措置もセットになりますので、誰が対象になっ ているか、なっていないのかを明確化させるため、総務大臣が対象者を指定する制度となっておりますが、例えば、無料1,000万、有料500万など、何らかの基準を置いて、当該 基準を満たす満たさないに関わらず、手を挙げることで対象になるとする場合、手を挙げ ていただいて、総務大臣がそれを踏まえて指定させて頂くことになります。他方、基準を 満たさない者が手を挙げていた場合は、基準を満たさないことを証明すればいつでも手を 下げられる制度になってしまい、法的安定性が確保できないと考えております。基準を満たしている者は簡単に手を下げられないのですけど、基準を満たしていない者が手を挙げて、法律の義務がかかっているのに、何か事案が起きるなど、事業者の都合が悪くなったときにはいつでも手を下げられてしまうというところは法的安定性がなかなか担保できないと考えております。また、他の法律においても、そういった制度があまり見られないところがあり、制度化するのはやや難しいかなと考えております。

また、新経連様からいただいた、登録事業者、届出事業者の区分があるので、それを活用する方法もあるのではないかという御意見ですけど、回線設備を設置している者が登録事業者となりますが、回線設備を持っているか、持っていないかで利用者情報の適正に取り扱うべき重要度が変わるものでもないかなと思っていまして、具体的には、例えば、今回の検討の背景となった電気通信事業者は届出事業者になっていて、登録事業者ではございません。一方、利用者が数百人等の地元のケーブルテレビ会社等でも登録事業者になっております。地元の小さなケーブルテレビ事業者は重要な情報を扱っているけど、大手のメッセージングサービス事業者は扱っていないといった、そういう区分も違和感があるかと思っていまして、回線設備を持っているか、持っていないか、登録、届出事業者か否か、そういうところで区分をするのも、少し説得力に欠ける、あまり有効な切り方ではないのかなと考えているところです。

また、有料・無料の基準に関しては、資料でも書いていますとおり、規律の対象となる電気通信役務の対価として料金を支払うか、支払わないかですので、規律の対象になっている役務というのは、基本的には、他人の通信を媒介する役務、また、検索、SNSというところになってきますけど、その役務の対価として払っているかどうかということです。例えば、ゲーム一般に関しては規律の対象になっているものではありませんので、その中で、コミュニケーションに関するような、媒介をしているような、1対1の通信ができるような、そういったコミュニケーションの機能の部分の対価としてお金を払っているのか、払っていないのか、というところが規律の対象の基準となってくるのかと思います。有料・無料の考え方に関しても、皆さんの誤解がないように、明確化したいと思います。

また、若目田様からいただいた、有料500万以上の基準については、今回新しく基準が 記載されているので、その対象になる者に対してきちんと説明やフォローアップが必要だ という御指摘に関しては、おっしゃるとおりかと思っていますので、対象となる者に対し て適切に御説明をしてまいりたいというふうに考えているところです。 太田様から質問いただいた、無料800万、有料300万で、合計しないのかというところ に関しては、基本的にはこれは合計して考えるものだろうと考えていますので、そういっ た考え方の整理についても、改めて追記させていただきたいと思います。

また、平野様からいただいた、ガイドラインできちんと厳しめに対応すべきとの御指摘 を頂戴したところです。消費者目線と事業者目線、いろいろとあるかとは思っていまして、 消費者目線から考えれば全ての電気通信事業者に適切な取扱いを求めていくというのは当 然のことだと思っておりますので、そういった考え方の下でガイドラインにおいてもしっ かり規定していきたいというふうに考えているところです。

また、山本様、石田様からいただいた、基準の対象となる者を役務ごとに判断するのはいかがなものなのかという御指摘に関しては、規律の対象となる役務で判断するという法律上の整理になっているところですので、この点については御理解いただければと考えているところです。

また、上沼先生からいただいた、有料500万以上の基準に該当する者に関して、少しイメージが分かるように具体的な記載ができないかという御指摘に関しては、基準の対象者のイメージが湧くような形で少し追記ができないか、検討をしたいと考えているところです。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

関係団体の安井様のほうからも、コメントをいただいています。今、事務局からお答え いただいた内容でほぼカバーされていると思いますが、私のほうで読み上げて、事務局が 答えますか。あるいは、事務局のほうでハンドリングできますか。

【関口事業政策課課長補佐】 事務局のほうから、安井様のテキストを申し上げたいと 思います。

「シェアリングエコノミー協会の安井です。移動が重なってしまい通信環境が安定しないため、恐れ入りますが、テキストにてコメントに代えさせていただきますと幸いです。 1,000万人という数値基準に関しましては、脚注4で記載されていますように、検討会報告書における記述や国会でのご説明の経緯に鑑み、基本的に維持して頂きたいと思います (有料と無料で分けて数値を区分することに対して異を唱えるものではありません)。当協会の会員企業のような社員数名程度の小規模な企業においては、今回設けられた規律内容を遵守することは必ずしも容易ではないと考えております。一定の数値基準を下回る事

業者については、2.1末尾のなお書きに記載がございますように、ガイドライン等で適正な取り扱いを推奨するというのが適当ではないかと考えます。」と、記載していただいております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

事務局からは、先ほどの御回答で既に安井様のコメントに対しての御回答をいただいて いるという認識です。

ここまでのところですが、追加で、御意見、コメント等あれば、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

後半もございますので、もしありましたら、また前半の部分も含めて御質問いただいて 構いませんので、次に、後半の部分についても併せて御議論をさせていただければと思い ます。箇所としては、2.6、情報取扱規程以降の内容となります。

それでは、事務局のほうから、21ページ以降をお願いできますでしょうか。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。後半の説明をさせていただきます。 資料は、21ページ、2.6の情報取扱規程からになります。

当該規律に関しては、社内ルールの策定いうことになりますけれど、電気通信事業者によっては社内ルールの文書には様々な記載があり得るということから、そのような事情を考慮すべきという御意見を頂戴したところでした。ですので、23ページの下の注20におきまして、情報取扱規程について、「様式は任意とするとともに、必要な記載事項の該当ページを表紙等に記載すれば、記載の順番や項目名等も問わない」というふうにしております。また、注21では、グローバル事業者から英語での提出を認めてほしいという御意見を頂戴したところですので記載しているところですけど、この点に関しては、施行規則の72条におきまして、法の規定により法務大臣に提出する書類で日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならないとされておりまして、英語での表記によって事業者と政府側で単語の解釈が異なって認識の相違が生じるという事態を防ぐためにも、英語による提出の場合には訳文が必要というふうな旨を記載しているところでございます。

また、24ページの中段になりますが、新経連様から取扱規程の具体的な記載事例を示してほしいという御意見を頂戴したところですので、「総務省において具体的な記載事例等を示した記載マニュアルを策定することが望ましい」旨、記載しているところでござい

ます。

次に、利用者の情報の公表を求める、2.7の情報取扱方針に関してです。27ページの上段になりますが、利用者が理解しやすい記載をという御意見を頂戴したところですので、利用者が理解しやすい記載によって情報取扱方針を策定することが適当とするとともに、「分かりやすい記載としては、例えば、全ての情報を一覧表示せず、アコーディオン方式で整理し、利用者が必要とする情報のみを表示することができるようにすることや挿絵・図表を活用することなどが適当である」というふうにしているところでございます。

また、前回、KDD I 様から指摘がありました国際電話や国際ローミングの扱いにつきましては、注27で委託に該当しない旨、また、注28で、外国に所在する現地の電気通信事業者側が取得した情報の保存というのは、ここで言う「保存」に該当しない旨、確認のための記載しているところでございます。

また、注30で、前回、ソフトバンク様から御指摘のあった、クラウド事業者側からサーバーの所在国の情報提供がなされない場合の扱いについてでございますが、基本的には、その旨を総務省に相談いただければ、我々としてもクラウド事業者と調整する予定ではございますが、それでも情報提供がなされない場合については、サーバーの所在国に代えて、当該事業者名を公表することで足りる」というふうに記載しているところでございます。

また、上沼先生から御指摘いただきました外国の制度の公表につきましては、28ページの上段になりますが、いわゆるガバメントアクセスに関する制度を想定しまして、電気通信事業者に対し情報収集活動への協力義務を課すことにより、事業者が保有する利用者情報について政府による情報収集が可能となる制度の有無について公表いただく旨、記載しているところでございます。ただし、注31におきまして、我が国における制度と比較して本質的な差異があるものに限ることが適当としておりまして、日本でも制度がございます、裁判所の令状に基づく情報提供などは対象外である旨、そういう趣旨を記載しているところでございます。また、当該情報については、注32において、個人情報保護委員会で調査を行ってホームページでも公表している旨、また、不足する情報は総務省においても調査を行っていくことが望まれる旨、記載しているところでございます。

同じ28ページの中段でございますが、5ポツで、森先生から事案の公表を求めるべき との御指摘を頂戴したところですので、情報の漏えいに関する事案についても、指定を受 けている期間に発生したものであって、過去10年間の間に発生したものに限って、内容 と時期を公表いただく旨、記載しているところでございます。 次に、2.8、評価に関してでございます。まず、29ページの下、注34でございますが、 法律上、当該評価に関しては事業者が自らPDCAを回すことに主眼を置いているという ところがございますので、基本的に評価結果については総務省に報告を求めないという制 度になってございます。ただ、電気通信事業法の166条では総務大臣はこの法律の施行に 必要な限度において電気通信事業者等に報告をさせることができるとされておりますので、 この条文に基づいて、必要に応じて当該評価結果についても報告を求める場合がある旨、 記載しているところでございます。

また、30ページの下、注36でございますが、評価項目である外国の法的環境の変化には、ガバメントアクセスに関するリスク・評価を含む旨、記載しているところでございます。

次に、2.9の統括管理者の要件に関してでございます。32ページの中段、図2-11では他の国内法の状況を記載しておりますが、他の国内法では位置づけられております安全統括管理者については3年の実務経験を要件としているものが非常に多いという状況でございます。こういったところも踏まえまして、また、上沼先生からも3年という御意見を頂戴したところですので、これも踏まえまして、(3)対応の方向性でございますが、「利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令等に関する業務、若しくはこれらの業務を監督する業務に3年以上従事した経験(他業種を含む。)を有すること又は同等以上の能力を有すると認められること」を要件とすることが考えられる旨、記載しているところでございます。

次に、2.10の情報の漏えい報告でございますが、報告の趣旨について明確化すべきという御指摘を頂戴しましたので、32ページの最後の行からですけれど、「重大な事故が発生した場合に、総務省としてその実態を把握し、復旧に必要な措置を講ずるとともに、再発を防止するため、必要に応じて業務改善命令等の措置を講ずることを可能とするためのものである。」という旨を記載するとともに、33ページの下段の(3)の対応の方向性において、利用者数が1,000人を超える漏えいが発生した場合には、利用者の利益に及ぼす影響が相当程度大きく、また、電気通信サービスの信頼にも関わる事態であるとしまして、通信の秘密以外の情報については、利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏えいが発生した場合には報告を求めることが適当である旨を記載するとともに、前回、森先生からガバメントアクセスによる事案も報告の対象とすべきという御指摘をいただきましたので、ガバメントアクセスについては、一部の者のみがターゲットとなって1,000人以

下の場合も想定されることから、「ただし」以下で、ガバメントアクセスによる政府の情報収集については1,000人以下であっても対象とする旨、記載しているところでございます。

最後に、35ページですけれど、3.今後の対応及び検討課題についてでございますが、

3段落目におきまして、本報告書が示した方向性に基づいて、総務省において必要な制度 改正を速やかに進めることで、利用者利益のより一層の確保を図っていくことが適当であ る旨を記載して、省令作成の作業を総務省において早急に進めるべきである旨を記載する とともに、併せて、新経連様からいただいた取扱規程の具体的な記載事例については、 「本報告書が示した方向性を踏まえ、総務省において具体的な記載事例等を示した記載マニュアルを策定することが望まれる」旨、また、これは本日も含めて多く御議論をいただきましたが、規律の対象基準を満たさない者に対する対応としまして、参議院の付帯決議を踏まえまして、「規律の対象基準を満たさない電気通信事業を営む者にも、ガイドライン等により特定利用者情報の適正な取扱いを促進していくことが適当である」旨、記載しているところでございます。さらに、外国法人に対しての法執行についても御指摘を頂載したところでございます。さらに、外国法人に対しての法執行についても御指摘を頂載したところででごいます。さらに、外国法人に対しての法執行についても御指摘を頂載したところでございます。さらに、外国法人に対しての法執行についても御指摘を頂載したところですので、「引き続き総務省において電気通信事業法の適正な執行を実施しているところでございます。最後に、電気通信サービスの変化は非常に激しいというところがございますので、利用者が安全・安心に電気通信サービスを利用できる環境の整備に向けて、今後も不断の見直しが必要と考えられるというふうにしているところでございます。

説明は、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。取りまとめの案の後半について、御紹介いただいたところです。

それでは、構成員の皆様方から、もし御質問あるいは御意見等ありましたら、チャット 欄でお知らせいただけますでしょうか。

それでは、沢田構成員、お願いいたします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。すみません。お先に失礼します。 2点です。 2.7について1点と、3ポツの今後の対応について1点、コメントさせていただきます。

2.7については、27ページの脚注30にある、クラウドサービス会社からサーバー所在国の情報提供がなされない場合は事業者名を公表するという方向でいいと思うのですが、もし可能であれば、事業者名とともに、その事業者を選択したのは規制対象となる電気通信

事業者だと思いますので、自社のセキュリティーポリシーに照らして、そのクラウドサービスを選択した理由、信頼に足ると判断した理由は書いていただいてもいいのかなと思いました。

もう1点、今後の対応のところです。外国法人への法執行の強化も書いていただいて、よかったと思います。ありがとうございます。一番最後、今後も制度の見直しを不断に行っていくということはもちろん賛成です。そこに、規制の効果や執行の実効性についても評価を行った上でと一言入れてはどうかというのが1点と、先ほど今後の見直しに際しては透明性を保ってと事務局からお話しいただきましたので、その点も、つまり、関係各組織と十分検討を行って、透明性を保った形で見直しを行っていくと入れていただいてはいかがかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。

森構成員、お願いします。

ありがとうございました。一つ、ガバメントアクセスのことを入れてい 【森構成員】 ただいて、ありがとうございました。それの関係でお尋ねしたいのですが、本文と脚注 31のところで定義のようなことをしていただいていて、本文、28ページの冒頭で「電気 通信事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、電気通信事業者が 保有する特定利用者情報について政府による情報収集が可能となる制度」、脚注31のほう で「我が国における制度と比較して、利用者の権利利益の保護の観点から本質的な差異が あるものに限る」ということなので、多分、想定されているのは、捜査関係事項照会のよ うなものではなくて、裁判所の令状はないけれども有無を言わさず開示せよみたいなこと を恐らくは想定されているのだろうと思います。それはちょっと御確認をいただきたいと 思いますけれども、そのことと、もう一つ、34ページにもそれをお書きいただいていて、 そのようなガバメントアクセスが発動したら、それは報告対象なんだよということを一番 上の段落の5行目、6行目、7行目に書いていますが、問題は、捜査関係事項照会のよう な制度であったとしても、つまり事業者側に断る余地があったとしても、当該提供された 情報が日本の警察のような扱いなのか、それとも違う扱われ方をするのかというのは、ち ょっと分からないんだと思うのですね。ですので、ガバメントアクセスの在り方が、日本 にないような制度があるということは、それはそれで教えていただいていい外部環境だと 思うのですけれども、政府からデータのアクセスがあって、拒否せずに答えましたという

場合には、それは全部報告していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。それが普通の日本人の感覚のような気がしますので、そういう意味では、前半部分の制度として公表されるべきことと、ガバメントアクセスに応じて情報提供しましたということは、ちょっと違うものとして捉えていただいたほうがいいんじゃないかと思いました。まずは、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 上沼です。2.7の情報取扱方針で、提供すべき情報として、28ページの頭に国の情報ということでガバメントアクセスの部分を追加していただいていて、この点については確かに報告書に書いていただいたとおりかなと思っていまして、というのは、民・民の話であれば契約で上書きできるかなと思うのですけれども、公・公的なものは契約で上書きできないので、そうすると、まさにここの部分をコントロールできないという話かなと思います。それが利用者に関する情報ということでガバメントアクセスのところが一番気になるということになると思うので、あまり事業者の方に負担をかけてもというところもあるので、この点を気にしていただくというのはありがたいかなと思います。

あと、その関係で、最後の3ポツですが、先ほど沢田さんもサービスの対象についてというところは気にされているという発言をされていましたけれども、この辺も、サービスの対象も含めて、今後、増やしていくべきなのか、そこはあんまり問題にならなかったよねという話になるのかというのがまさに見えてくるところなのかなと思っているので、そういうリソースの効率的な配分のところをまさに考えていただければなというふうに思っています。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

構成員の方に加えて、関係団体、オブザーバーの方にも、ぜひ御発言いただければと思います。

まず、佐子山様、お願いします。

【一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長佐子山氏】 後半の 段なので、後でまた、別途させていただければと思います。

【大橋主査】 今、後半の段です。

【一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長佐子山氏】 前半の

ことについて意見があったので、申し訳ありませんでした。

【大橋主査】 前半も、今おっしゃっていただいて構わないと思います。

【一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長佐子山氏】 そうですか。それでは、テレサ協の佐子山ですけど、我々のところとしては、シェアリングエコノミー協会さんの安井様がおっしゃっていた意見に賛同したいと思っております。二、三人の企業さんだとか、そういったところには工数をかける余力がないというところもありますし、ガイドライン的なもので社会的な責任を果たしていくというところが妥当ではないかなと、私は思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございました。

それでは、次に、佐藤様、お願いします。

【一般社団法人新経済連盟事務局政策部長佐藤氏】 新経連の佐藤でございます。ありがとうございます。素案でもいろいろ、私どものこれまでの意見を反映していただきまして、大変ありがたく存じております。

それで、1点、御意見を申し上げたいのは、今までもかなり議論が出ておりましたガバ メントアクセス、漏えい報告の関係でございます。33ページから34ページの辺りですが、 今回の整理によりますと、日本の制度と比較して、利用者の権利利益の保護の観点から本 質的な差があるようなガバメントアクセスについては、1,000人以下であっても漏えい報 告をする整理だと理解をしております。しかし実際、実務としてこれをやる場合に、何が 具体的に利用者の権利利益の保護の観点から日本の制度と本質的差異があるのかというの は、結構判断が難しいのではないかと危惧をしております。ガバメントアクセスの制度に ついてはどんなものがあるかという、個人情報保護委員会でたしか報告書を出されていた かと思いますが、欧州ですとか、米国ですとか、そういったところも含めまして、かなり いろんなものが入ってきていると認識しております。ここのところは、もともと中国の国 家情報法のようなものを念頭に置かれていたのではとも思うのですけれども、先ほど申し 上げたとおり、ガバメントアクセスの仕組み自体はいろんなところにあって、それが個々 にここで言っている権利利益の保護の観点から本質的な差異があるのかどうかという判断 はなかなかできないのではないかと考えております。このときに、全て報告するというの も一つのやり方かもしれませんけれども、逆に日本政府でも事業者に対しいろいろな理由 で情報の提出を求めることもあると思いますので、それとの比較でも、全部報告するとい

った場合、実際、事業者は対応が難しいところだと思います。その辺のバランスも含めまして、また、事業者の予見可能性の観点からしても、ご検討いただければと思います。特にここは、報告しなかった場合のペナルティーも関連してくるところだと思います。この前のリスク評価などのところについては、各事業者がどういうふうにガバメントアクセスをリスクとして見るかという点に限られるので、事業者にとってもあまり難しさはないと思うのですけれども、漏えいの報告のところはその意味では難しいかと思っておりますので、ここは御検討いただければと思いました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、若目田様、お願いします。

【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG主査若目田氏】 経団連の若目田でございます。経団連の会員企業からも、今の新経連様のご意見と基本的に同じ懸念が示されていることを述べておきたいと思います。つまり、我が国の制度と外国政府の制度との本質的な差異と呼ばれる部分について、一般的な事業者がこの点を適切に判断するのは難しいのではないかという点が1点。また、情報取扱方針におけるガバメントアクセスの表現と漏えい報告における表現、この点も多少差異があるのではないかと思っております。個人情報保護法においても「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」の中でこの点が定義されているわけですけれども、最低でもその定義としっかり合わせるか、国全体としてこの定義を一本化することも重要ではないか、という意見が出ております。

個人的な意見になりますが、外国の制度との差異があり報告が求められるケースの具体 例や、例えば透明化レポートのように対応件数だけ示しているようなケースもありますが、 どのような形式で報告すればよいかの具体例を、実態の負荷の観点も踏まえて示すことに より、その判断基準やポリシーを各社がきっちり整備できるようになればよいと思います が、それら具体例を示していただくのも分かりやすさの一つかと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。ガバメントアクセスについての皆様の話がありましたので、私も伺っているうちに考えが変わりましたので申し上げますが、確かに、本

質的な差異があるというところがちょっと分からないというのはそうだろうと思いますし、また、そこについていろいろ定義するときに、それは総務省側でということですけれども、具体的な国名を挙げたりするわけにはもちろんいかないと思いますし、いろいろ定義しにくいということがあるかと思います。他方で、事業者さんのほうでペナルティーも怖いというお話がありましたけれども、これは全くごもっともだと思いますが、ペナルティーが怖いのと同じように、情報にアクセスされたユーザーもそういう外国政府が怖いということがあります。ですので、ここは、我が国と比べて本質的な差異というようなことを理由にせずに、外国政府に対してアクセスを認めた場合にはそのことを所定の報告様式で、報告様式は総務省側で決めていただけると思いますけれども、本質的な差異とか、そういうことを問題にせずに外国政府のアクセスを事業者サイドで許容された場合には、それは報告していただくのが分かりやすくていいのではないかというふうに思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

落合構成員、お願いします。

落合構成員、いらっしゃらないですか。

それでは、石田様、お願いします。

【公益社団法人全国消費生活相談員協会理事石田氏】 全相協の石田です。よろしくお願いいたします。

前半の部分と同じことで一つ、25ページに脚注23があります。ここのところは利用者情報の公表についてのガイドラインについて書かれていることなので、とても重要と思いますので、脚注ではなく本文のほうに載せていただきたいと思いました。

あと、情報漏えいに関して、32ページと33ページのところで、特定利用者情報の情報漏えいが起きた場合も総務省への報告を求めることが適当と書かれておりますので、これはいいということだと思います。ただ、これはどこに書くべきなのかとは思うのですけれども、例えば、23ページの情報取扱規程のほうに記載してほしいと言うべきなのか分からないのですが、総務省への報告とともに、情報漏えいとか事故については利用者への早期の周知というのも非常に重要じゃないかと思います。漏えいしたことによって二次被害を受けるというようなこともあるので、早期にお知らせして、その時点で利用者がどういう対応を取ったらいいかというようなことも広報するということも必要なのではないかと思っています。ということだとすると、情報取扱規程の中に、何か事故が起きたときのこ

とも、利用者向けについて書いていくということも必要なのではないかと思いました。 以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 先ほどは失礼いたしました。私のほうも、ガバメントアクセスの関係について、コメントさせていただければと思います。

先ほど森先生から御指摘があった注31の部分でございますが、本質的な差異に関する部分というのは、恐らく個人情報保護法のほうで使われている用語をこちらのほうにも持ってきていただいているのではないかと思っております。そうであるならば、個人情報保護法のほうがある種、電気通信事業法より議論が若干先行した部分はありますので、そちらのほうを参考にしていることは明確にしておいていただいたほうが、これが一体何を指しているのか自体が分かる部分があると思っております。

また、各事業者団体からも懸念がございましたが、具体的に事業者側で判断するのが難しい事項だということだとは思います。このため、総務省の側で基準を、各国を名指ししてどれどれがガバメントアクセスであるとは言えないであろうというのは森先生のおっしゃるとおりの部分があると思います。一方で、基本的には実運用において、例えば、個人情報保護委員会のレポートですとか、ほかの総務省のレポートの中で、こういった制度が存在するというものを見て、それで分かる範囲の制度について報告をしていただくとか、こういった整理をしていただくのでいかがかとも思いました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございました。

ここまでで、手が挙がっている方から御発言いただきましたので、事務局のほうから何かリプライ等あれば、いただければと思います。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。

まず、沢田先生からいただいた御指摘について、特に今後について、これは上沼先生からもいただいたところですけど、事務局においても記載する方向で検討をしたいと思います。

また、森先生の注31、これは令状がないような場合という御指摘がありましたけれど、 御理解のとおり、令状がないような、令状に基づかずに情報提供するような、そういった 場合が想定されるというところでございます。 また、ガバメントアクセスについて、日本の令状がある・なしに関わらず、そういった ものは報告させるべきだという点については、犯罪捜査の観点からある程度やむを得ずや っているケースもそれなりにあることも想定されることから、事業者の意見も聞きながら、 どう対応するべきか、対応を検討させていただきたいと思います。

あと、新経連様からいただいた、本質的な差異が何なのか判断が難しいという御指摘、また、経団連様からも同じ趣旨をいただいていますけれど、まず、経団連様の定義の一本化をというところは、34ページの注40で、注の31と36に書いているものは同じ制度を指しますよというので、ガバメントアクセス、表現の仕方は違っているところもありますが、同じものを想定しているという旨を記載しているところでございます。これは、落合先生からも御指摘あったとおり、個情法と連携してこの表現を作っているところですので、個情委とも連携しながら、どこまで明確化できるかを含めて、報告書で書き切れない場合は、ガイドラインとか、今後、Q&Aとか、そういったところで明確化していくことも含めて、個情委と調整して、できるだけ事業者様の負担にならないような形で、分かりやすく示す方向で検討したいと考えております。

あとは、石田様からいただいた、事案が発生した場合の利用者への早期の周知に関しては、一応、28ページの5ポツの特定利用者情報の漏えいに係る事案ということで、事案が発生した場合には内容を公表いただくということを想定しているところですけど、早期にということかなと思っていますので、どのように記載できるか、もしくはQ&Aなども含めて、どのように位置づけられるか、検討したいというふうに考えております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。あえて言うと、上沼構成員からサービス対象の 拡大というふうなことも御言及いただきましたが、これは最後の「おわりに」のところで、 今後も制度の見直し等を不断に行っていく中でしっかり検討いただくということではない かと思います。

【西浦事業政策課室長】 おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、追加とか、あるいは全体を通じて、コメントあるいは御意見等あれば、今の 段階でいただければと思っています。

まず、森構成員からお願いします。

【森構成員】 先ほどのガバメントアクセスについて、ちょっと補足をさせていただき

たいと思います。落合先生からも御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本質的差異ということなんですけれども、これは結構難しい話になってきちゃったかな あと思っているのですが、私の理解では、個人情報保護法の文脈で出てくる「本質的な差 異」というのは、恐らく当該外国における個人情報保護法と我が国の個人情報保護法との 本質的な差異だと思うのですね。そして、それに準じるものとして、当該国で執る安全管 理措置と我が国の安全管理措置の本質的差異みたいな、そういう制度全体の本質的差異だ と思うのです。そうだとすると割と話はすっきりしていて、例えば、利用目的は自由に変 更できますとか、第三者提供は自由にできますとか、分かりませんけど、そういうのがあ れば、これは大分違うんだなというのが分かるわけですが、ここで本質的差異というのは どこにくっついているかというと、28ページの本文と脚注31を見ていただきますと割と はっきりすると思うのですが、結局これは、情報収集活動への協力義務を政府が課すこと についての制度、情報収集活動への協力義務に関連する制度の本質的差異なので、先ほど ちょっと西浦さんからも話がありました、令状なく恐らく強制力があるという趣旨だと思 いますが、我々はそういうのはない。だけど、もしかしたら外国にはあるかもしれないと いうことで、これはこれで、電気通信事業法オリジナルで考えなきゃいけない話だと思う のですね。かつ、ガバメントアクセスという我々が非常にふんわりした表現で言ってきた ことについて、ここでばしっと制度化するということになりますので、まずは、A国の協 力義務はガバメントアクセスじゃないけど、B国の協力義務はガバメントアクセスみたい な、そういう話はなかなか手に負えるものではないと思いますので、外国政府に対するあ る種の不安感みたいなものは国民の間で共有されていますから、外国政府の情報提供義務 に対して、電気通信事業者、電気通信事業を営む者が分かりましたということで応じたと したら、これはガバメントアクセスだということにしていただいて、報告なり、公表なり の義務を課していただくのがすっきりしていていいのではないかと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ほかに、御意見、コメント等、全体を通じてありますでしょうか。 よろしいですか。

今の森構成員からのガバメントアクセスに関する点なんですけど、事務局の受け止めを 伺ってもよろしいですか。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。先ほども申し上げたとおりになりま

すけど、事業者の御意見も少し踏まえて、どれぐらい負担感が出得るものなのかも含めて 少し御意見を伺いながら検討した上で、改めて次回、何らかの方向性を提示をさせていた だきたいと考えております。

【大橋主査】 森先生、そんなところでよろしいですか。

【森構成員】 もちろん、聞いていただいて全然結構なんですけれども、ただ、負担感といっても、これは、すごいセキュリティーをやってくださいとか、そういう話ではなくて、事実上、政府からこういう話があったのでこういうふうにしましたということの報告とか公表なので、工数は大してかからないと思うのですね。なので、そこのところは、御意見は聞いていただいてもいいのですけれども、嫌だから嫌みたいなのはちょっとあれかなと思います。

【大橋主査】 おっしゃる点もあるかなと思います。ここは、事務局のほうで少し検討を深めていただくということで、取りあえずまとめさせていただければと思います。また、引き続き、お願いします。

落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 今の点について1点補足ですが、個情法そのものについては森先生がおっしゃっていただいたとおりで、一方で、個情委が公表している海外制度の調査報告書ですとガバメントアクセスに該当するものを特定してあって、制度とそれに関する様々な運用状況というのを公表していることもあると思います。制度そのものなのか、報告書をどれくらい参考にするのかで、どのように対応できるか変わると思うのですが、一応、実際に情報として公表されているものとして、主要国の制度調査はされていると思われる点だけ、補足させていただければと思います。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。構成員の方のみならず、関係団体、オブザーバーの方でも結構でございますが。

それでは、若目田様、お願いします。

【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG主査若 目田氏】 ガバメントアクセスのことばかりで恐縮ですけれども、先ほど森先生からご 指摘のあった点、すなわち、日本との本質的な差異がなくても、とにかく政府機関からの 情報収集は全て報告を求めるとした場合、その影響の大きさが把握し切れてないところが あります。おそらく、個人情報の関連ではなく、税務系の調査や訴訟対応、安全保障に関 わるデータアクセスなど、結構幅広いケースがあるのではないかと思っております。今回、 事務局の方で確認調査を実施するとのことですが、少し本質的な部分に迫るように、ガバ メントアクセスの例示も含めて、しっかりお願いできたらと思っております。よろしくお 願いします。

【大橋主査】 ありがとうございます。御指摘の点はあると思いますので、ここは、ヒアリングもしていただきながら、総務省として、利用者情報の保護として守るべきところは一体どこかというところを一旦検討していただくことも重要かなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。言わずもがなの感じなんですけど、時間があるようですので、ちょっと余計なことを申し上げたいと思います。若目田さんのお話も全くごもっともで、多分、同じように考えていただいているんだと思うのですけど、外的環境については、もちろんいろんなことがあって、よく分からないし、外に出ていくことはもちろん重要なわけですが、リスクもあるということなわけですけれども、全く同じように考えていただいていると思いますが、ユーザー情報を持って出ていくということになりますと、ユーザーに比べれば事業者さんのほうが、調査もできれば、いろんな意味でフィージビリティースタディーをされるわけですから、出すときにそういうことをされるわけですから、そこは事業者さんにまずはやっていただくべきだと思っていますし、事業環境としてのフィージビリティースタディーはしたけどユーザーデータのことはちょっと分からないというようなことであれば、調べ切ってから出していただくということが利用者保護の精神なのではないかなというふうに思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

様々、御意見いただきまして、ありがとうございます。事務局から御回答いただいていますけれども、たくさん論点をいただきました。その中で、まだ片づいてない論点とか、今後、事務局のほうで検討を深めなければならない論点もございますので、そちらのほうは、ぜひ事務局においては、さらにヒアリングも踏まえつつ、御検討を深めていただければと思います。

また、もし、御質問が後ほど浮かんだり、あるいはコメント等ありましたら、メールで

事務局にお送りいただくことも可能としたいと思います。これは期限のほうを設けさせていただきたいと思いますので、後ほど事務局のほうから期限なども併せていただければと思います。

もし、これ以上、議論がないようでしたら、取りあえず、議題(1)のほうは、以上と させていただきたいと思います。

それでは、議題(2)、その他について、事務局のほうから連絡事項等あれば、お願い します。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。次回のワーキンググループにつきましては、8月2日の火曜日に取りまとめ案について御審議いただく予定です。ひとまず次回で報告書取りまとめ案を取りまとめていただいた上で、パブリックコメントの手続に入っていければと考えているところです。詳細は、別途御連絡いたします。

また、先ほどの追加の質問がある場合に関しましては、20日、水曜日までに頂戴できればというふうに考えております。

事務局からは、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

以上ですが、皆様方、よろしいですか。もし御異論ないようでしたら、そのような形で 進めさせていただければと思います。

それでは、本日、2時間ほどにわたって大変熱心な御議論、ありがとうございました。 以上をもちまして、第3回のワーキンググループ、閉会とさせていただきます。大変お忙 しいところを、また、金曜日の夕方、お時間いただきまして、ありがとうございました。 引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。